

4. 通所介護の提供中における保険外サービス提供への対応等について

問4-1. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護利用中の保険外サービス利用に関する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。（単一選択）

【通所介護事業所の人員が、自事業所の設備を利用して、保険外サービスを提供すること】

(例:マッサージ、カルチャースクール等(注:厚生労働省のQ&Aで提供可とされている理容美容と緊急時の医療機関受診を除く))

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)

したがつて、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないことがあります(以下同様)。

- 選択肢、件に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されより多く選択していくこと。

 - 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
 - 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10~29件程度)
 - 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満)
 - 助言・指導したことはない

→問4-1-1.へ

→問4-1-1.へ

→問4-1-1.へ

問4-1.で選択肢1.～3.を選択された場合にご回答ください。

問4-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

1. 通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること
 2. 通所介護の提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること
 3. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること
 4. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること
 5. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと(例:無償で場所を貸与すること等)
 6. 非営利目的のもの(例:ボランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと
 7. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること
 8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること
 9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること
 10. 上記以外の助言・指導

問4-1-1で「10.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

1. **What is the primary purpose of the study?**

問4-1-1.「9.特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-3. 事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容について、以下から該当するものを選択してください。(複数選択可)

1. フィットネス
 2. カルチャースクール(習い事)
 3. コインランドリー、洗濯代行
 4. 上記以外の保険外サービス

問4-1-3.で「5.上記以外の保険外サービス」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-4. 問4-1-3で選択された以外で「提供不可」であると助言・指導されたことがある保険外サービスの具体例について以下の記入ください。(記述回答)

1. **What is the primary purpose of the study?**

問4-1-1で「8.両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-5. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

1. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供時刻・時間数を記録すること
 2. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供内容も記載すること
 3. 保険外サービスの提供に要したコスト(経費)を判別できるよう、出納管理を行い記録に残すこと
 4. 保険外サービスの提供に要したコスト(人件費)を判別できるよう、勤怠管理を行い記録に残すこと
 5. 上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること
 6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない

問4-1-5で「5. 上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-1-6. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

1. **What is the primary purpose of the proposed legislation?**

問4-2. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護を利用中の高齢者に対する保険外サービス利用に関するについて、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【通所介護事業所に所属しない外部の人員が、通所介護事業所において保険外サービスを提供すること】

(例: デイサービスへの訪問販売、洗濯代行の取次等)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度)
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満)
- 4. 助言・指導したことはない

→問4-3.へ

→問4-2-1.へ

→問4-2-1.へ

→問4-2-1.へ

問4-2.で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問4-2-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること
- 2. 通所介護の提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること
- 3. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること
- 4. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること
- 5. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと
- 6. 非営利目的のもの(例: ボランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと
- 7. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること
- 8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること
- 9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること
- 10. 上記以外の助言・指導

→問4-2-3.へ

→問4-2-5.へ

問4-2-1.で「10.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問4-2-1.で「9.特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-3. 事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容について、以下から該当するものを選択してください。(複数選択可)

- 1. 理美容サービス
- 2. フィットネス
- 3. カルチャースクール(習い事)
- 4. コインランドリー、洗濯代行
- 5. 上記以外の保険外サービス

→問4-2-4.へ

問4-2-3.で「5.上記以外の保険外サービス」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-4. 問4-2-3.で選択された以外で「提供不可」とすると助言・指導されたことがある保険外サービスの具体例について以下の記入ください。(記述回答)

問4-2-1.で「8.両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-5. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

- 1. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供時刻・時間数を記録すること
- 2. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供内容も記載すること
- 3. 保険外サービスの提供に要したコスト(経費)を判別できるよう、出納管理を行い記録に残すこと
- 4. 保険外サービスの提供に要したコスト(人件費)を判別できるよう、勤怠管理を行い記録に残すこと
- 5. 上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること
- 6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない

→問4-2-6.へ

問4-2-5.で「5.上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-2-6. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

問4-3. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護サービス利用中の保険外サービス利用に関する以下の場について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【通所介護の利用者に対し、通所介護の提供時間中に保険外サービスを提供すること】

(例:機能(ADLやIADL等)の維持・回復のためという位置付けでの公園の散歩や買い物のサポート、お花見の実施の取次等)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問4-3-1.へ
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問4-3-1.へ
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問4-3-1.へ
- 4. 助言・指導したことはない

問4-3-1.選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問4-3-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 通所介護の提供中に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること
- 2. 介護保険サービスの提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること
- 3. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること
- 4. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること
- 5. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと
- 6. 非営利目的のもの(例:ボランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと
- 7. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること
- 8. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること →問4-3-4.へ
- 9. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること →問4-3-3.へ
- 10. 通所介護の提供時間中に利用者が事業所外に外出することを不可とすること
- 11. 上記以外の助言・指導 →問4-3-2.へ

問4-3-1で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-2. 實施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問4-3-1で「9.特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-3. 提供不可と助言・指導されたことのある保険外サービスの具体例について以下の記入ください。(記述回答)

問4-3-1で「8.両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-4. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

- 1. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供時刻・時間数を記録すること
- 2. 通所介護計画書及び記録(報告)に提供内容も記載すること
- 3. 保険外サービスの提供に要したコスト(経費)を判別できるよう、出納管理を行い記録に残すこと
- 4. 保険外サービスの提供に要したコスト(人件費)を判別できるよう、勤怠管理を行い記録に残すこと
- 5. 上記以外の工夫により、コストや人員を区分できるようにすること →問4-3-5.へ
- 6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない

問4-3-4で「5.上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問4-3-5. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

問4-4. 通所介護の送迎に併せて、病院への立ち寄り、スーパー等での買い物等の支援(以下、買い物等支援)を実施している事例について、これまでに事業者に対して助言・指導を実施されていますか。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

※過去に照会・問い合わせ等があつたか否か、あつた場合はそれに対して実施した助言・指導等の状況を確認する設問であり、

立ち寄りや買い物支援が実施可能であるという解釈を示す設問ではありませんのでご留意願います。

- 1. これまでに事業所等に対して助言・指導を実施したことがある →問4-4-1.へ
- 2. 助言・指導したことはない

問4-4で「1.これまでに事業者等に対して助言・指導を実施したことがあるを選択された場合にご回答ください。

問4-4-1. 事業者等に助言・指導したことある場合のその事例の内容についてご回答ください。以下のうち、該当するものに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 送迎の途中で、送迎の一環として、商店等へ立ち寄り、買物等支援を行っている
(商店等へ立ち寄らない送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱しない範囲で行われる)
- 2. 買物等支援における利用者負担は、当該支援を利用する場合のみに発生する
- 3. 買物等支援を利用するか否かは、送迎とは独立して利用者が選択している
- 4. 買物等支援の利用者負担について、移動する距離や時間等で差を設けていない

問4-5. 貴自治体において、通所介護利用中の保険外サービス利用に関する以下の場について、適正な介護保険事業運営とするため、及び

利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導
- 2. アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導
- 3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信
- 4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置
- 5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明
- 6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明
- 7. 個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催
- 8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明
- 9. ケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明
- 10. 上記以外の工夫・取組を実施 →問4-5-1.へ

問4-5で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問4-5-1. 實施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。

5.通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供への対応について

問5-1. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供に関する以下の場合について、事業者に対して助言・指導を実施されましたか。(単一選択)

【介護保険サービスを提供していない休日や夜間等に、通所介護事業所の人員や設備を活用して、保険外サービスを提供すること】

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。

したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まれないこととします(以下同様)。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問5-1-1.へ
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問5-1-1.へ
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問5-1-1.へ
- 4. 助言・指導したことはない →問5-2.へ

問5-1.で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問5-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 通所介護提供時間外に保険外サービスを提供すること自体を不可とすること →問5-1-5.へ
- 2. 夜間・深夜時間帯等でのサービス提供を不可とすること
- 3. 介護保険サービスの提供時間を超えるような長時間の保険外サービスの提供を不可とすること
- 4. 利用者が一定額以上の費用負担を必要とする保険外サービスの提供を不可とすること
- 5. 個別の業法等に抵触する可能性のある保険外サービスの提供を不可とすること
- 6. 事業者として追加収入とならない限りにおいては保険外サービスを提供しても良いこと(例:無償で場所を貸与すること等)
- 7. 非営利目的のもの(例:ボランティア、地域サロン、研修会等)に限り、設備や人員を利用する費用を徴収して保険外サービスを提供しても良いこと
- 8. 用途地域指定等で商用提供が制限される地域では該当する保険外サービスの提供を不可とすること
- 9. 両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること →問5-1-3.へ
- 10. 特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること →問5-1-2.へ
- 11. 上記以外の助言・指導

問5-1-1.で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-2. 實施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問5-1-1.で「10.特定の保険外サービスについてその提供を不可とすること」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-3. 事業者等に提供不可と助言・指導された保険外サービスの内容について、以下から該当するものを選択してください。(複数選択可)

- 1. 理美容サービス
- 2. フィットネス
- 3. カルチャースクール(習い事)
- 4. コインランドリー、洗濯代行
- 5. 宿泊を伴うサービス
- 6. 上記以外の保険外サービス →問5-1-4.へ

問5-1-3.で「6.上記以外の保険外サービス」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-4. 問5-1-3.で選択された以外で「提供不可」として助言・指導されたことがある保険外サービスの具体例について以下の記入ください。(記述回答)

問5-1-1.で「9.両サービスの提供に要する費用や人員を区分できるように工夫した上であれば保険外サービスが提供可能であること」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-5. 指導・助言された「工夫」について、その内容・具体例についてご記入ください。(記述回答)

- 1. 事業所の人員・設備を利用して保険外サービスを提供しても良いこと
- 2. 別の人員が担当するのであれば、保険外サービスを提供してもよいこと
- 3. 一定の時間(例:1時間等)をあければ、保険外サービスを提供しても良いこと
- 4. 保険外サービスの提供に要したコストを判別できるよう、出納管理や勤怠管理等を行い記録に残すこと
- 5. 上記以外の工夫により、コストや人員を区分できるようにすること →問5-1-6.へ
- 6. 具体的な工夫の方法等については助言・指導していない

問5-1-5.で「5.上記以外の工夫により、コストを区分できるようにすること」を選択された場合にご回答ください。

問5-1-6. 助言・指導された工夫の内容について、具体例をご記入ください。(記述回答)

問5-2. 指定通所介護の提供以外の目的で、指定通所介護事業所の設備を利用して、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス(以下、「宿泊サービス」という。)を提供している事業所の貴自治体への届出件数(平成29年11月末現在)をご回答ください。

※問1-3と、ご回答頂く基準となる時点が異なりますので、ご注意ください。

※届出が無い場合は「〇」(ゼロ)とご記入ください。不明な場合、把握困難な場合等は空欄としてください。

宿泊サービス届出件数 事業所

問5-3. 宿泊サービスについて、事業者等に提示可能な独自の文書やルール等を作成していますか。以下のうちあてはまる方の枠内に「〇」を選択してください。(単一選択)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している →問5-3-1.へ
- 2. 国の省令・通知等の内容を抜粋・引用して独自の文書を作成している(独自の解釈や具体例は含めていない)
- 3. 独自の文書やルール等は作成していない

問5-3.で「1.国の省令・通知等の内容に具体例・解釈例を加えた独自の文書やルール等を作成している」を選択された場合にご回答ください。

問5-3-1. 独自に付加されている内容(明示している具体例や解釈例等)について可能な範囲でご教示ください。

以下の枠内に概要をご記入いただくか、該当する文書を本アンケートご提出時にメールに添付してください。(記述回答)

問5-4. 貴自治体において、通所介護事業所における介護保険サービス提供時間外での保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び

利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「○」が表示されますので選択してください。

- | | |
|--|--|
| | 1. 保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導 |
| | 2. アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導 |
| | 3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信 |
| | 4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置 |
| | 5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明 |
| | 6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明 |
| | 7. 個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催 |
| | 8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明 |
| | 9. ケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明 |
| | 10. 上記以外の工夫・取組を実施 |
- 問5-4-1.へ

問5-4-2. 間5-4で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問5-4-3. 実施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご回答ください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。

6.介護保険サービスの利用者と保険外サービスの利用者が混在している場面における保険外サービス提供について

問6-1. 平成29年1月～12月の期間に、通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供に関して、事業者に対して助言・指導を実施されていますか。(単一選択)

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであって、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。
したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上)
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度)
- 3. 少数ではあるが、助言・指導したことがある(10件程度)
- 4. 助言・指導したことはない

→問6-1-1.へ

→問6-1-1.へ

→問6-1-1.へ

問6-1で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問6-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 利用者が混在する場合に保険外サービスの提供は一切不可とすること
- 2. 保険外サービスの利用者が、通所介護の利用者に比べて限定的であれば、混在して保険外サービスを提供しても良いこと
- 3. 利用する設備(空間)を区分すれば両利用者が混在して保険外サービスを提供しても良いこと
- 4. サービスを提供するスタッフ(人員)を区分すれば両利用者が混在して保険外サービスを提供しても良いこと
- 5. 介護保険サービスの利用者と保険外サービスの利用者が一目でそれと分かるように区分される工夫
(例:名札を付ける等)をすれば保険外サービスを提供しても良いこと
- 6. 上記以外の助言・指導

→問6-1-2.へ

問6-1-1で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問6-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問6-2. 貴自治体において、通所介護事業所で介護保険サービスとしてのデイサービス利用者と保険外サービスとしてのデイサービス利用者が混在している場面におけるそのほかの保険外サービス提供に関して、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。

以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導
- 2. アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導
- 3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信
- 4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置
- 5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明
- 6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明
- 7. 個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催
- 8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明
- 9. ケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明
- 10. 上記以外の工夫・取組を実施

→問6-2-1.へ

問6-2で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問6-2-1. 実施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

本シートの設問は以上です。次のシートのご回答をお願いいたします。

7.介護保険と同等のサービスを自費サービスとして提供する場合の価格規制について

問7-1. 平成29年1月～12月の期間に、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供することについて、価格を規制する等の助言・指導を実施されましたか。

以下のような場面・場合における助言・指導の状況についてご回答ください。(単一選択)

【限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを保険外サービスとして提供すること】

※本調査票における「保険外サービス」とは、介護保険サービスの利用者(要介護高齢者)に対するサービスであつて、全額自費で利用されるサービスを指すこととします。

したがって、公費を用いて提供される事業・サービスは含まないこととします(以下同様)。

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問7-1-1.へ
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問7-1-1.へ
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問7-1-1.へ
- 4. 助言・指導したことはない →問7-2.へ

問7-1.で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問7-1-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスの自己負担額と同程度とすること →問7-1-2.へ
- 2. 保険外サービス部分の料金を住民参加型の助け合いサービスや社会福祉協議会等が提供する支え合いサービス等の単価と同程度とすること
- 3. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスにおいて事業者に支払われる費用額と同程度とすること
- 4. 保険外サービス部分の料金を、地域内の他の同等のサービスを提供する事業者の料金と同程度とすること
- 5. 上記1～4のような基準に加え、サービス提供する場面に応じて必要な追加費用(例:夜間・休日の割増等)を設定すること
- 6. 上記以外の助言・指導

問7-1-1.で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-1-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問7-2. 平成29年1月～12月の期間に、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供することについて、価格を規制する等の助言・指導を実施されましたか。

以下のような場面・場合における助言・指導の状況についてご回答ください。(単一選択)

【限度額を超過しない利用者に対し、訪問介護事業者が利用者宅で保険外サービスとして同様のサービスを提供すること】

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問7-2-1.へ
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問7-2-1.へ
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問7-2-1.へ
- 4. 助言・指導したことはない →問7-3.へ

問7-2.で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問7-2-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスの自己負担額と同程度とすること →問7-2-2.へ
- 2. 保険外サービス部分の料金を住民参加型の助け合いサービスや社会福祉協議会等が提供する支え合いサービス等の単価と同程度とすること
- 3. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスにおいて事業者に支払われる費用額と同程度とすること
- 4. 保険外サービス部分の料金を、地域内の他の同等のサービスを提供する事業者の料金と同程度とすること
- 5. 上記1～4のような基準に加え、サービス提供する場面に応じて必要な追加費用(例:夜間・休日の割増等)を設定すること
- 6. 上記以外の助言・指導

問7-2-1.で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-2-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問7-3. 平成29年1月～12月の期間に、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供することについて、価格を規制する等の助言・指導を実施されましたか。

以下のような場面・場合における助言・指導の状況についてご回答ください。(単一選択)

【限度額を超過しない利用者に対し、通所介護事業者が通所介護事業所で保険外サービスを提供すること】

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 多くの事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(30件以上) →問7-3-1.へ
- 2. 一定数の事業者・事業所等に対して助言・指導を実施したことがある(10～29件程度) →問7-3-1.へ
- 3. 少数ではあるが助言・指導したことがある(10件未満) →問7-3-1.へ
- 4. 助言・指導したことはない

問7-3.で選択肢1～3を選択された場合にご回答ください。

問7-3-1. 事業者等に助言・指導された内容として該当するものすべてに「〇」を入力してください。(複数選択可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

- 1. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスの自己負担額と同程度とすること →問7-3-2.へ
- 2. 保険外サービス部分の料金を住民参加型の助け合いサービスや社会福祉協議会等が提供する支え合いサービス等の単価と同程度とすること
- 3. 保険外サービス部分の料金を介護保険サービスにおいて事業者に支払われる費用額と同程度とすること
- 4. 保険外サービス部分の料金を、地域内の他の同等のサービスを提供する事業者の料金と同程度とすること
- 5. 上記1～4のような基準に加え、サービス提供する場面に応じて必要な追加費用(例:夜間・休日の割増等)を設定すること
- 6. 上記以外の助言・指導

問7-3-1.で「6.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-3-2. 実施された助言・指導内容について以下の枠内にご記入ください。(記述回答)

問7-4. 貴自治体において、利用者の自己負担で介護保険サービスと同等のサービスを提供する場合において、適正な介護保険事業運営とするため、及び利用者保護の観点から実施している工夫・取組について伺います。以下のうちあてはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

※太枠内を選択し、枠に右側に表示される▼マークをクリックすると「〇」が表示されますので選択してください。

1. 保険外サービスも全てケアプランに位置づけることの指導
2. アセスメントに多職種が参画するようにすることの指導
3. 保険外サービスの契約条件及び契約時における説明事項の基準や考え方の発信
4. 利用者やその家族等からの相談・苦情受付窓口の設置
5. 事業者向けの説明会、連絡会等での説明
6. 個別サービス事業所への指導・監査等の場での説明
7. 個別事例を取り扱う地域ケア会議の開催
8. ケアマネジャー向けの説明会、連絡会等での説明
9. ケアプラン点検や適正化事業等を通じた説明
10. 上記以外の工夫・取組を実施

→問7-4-1.へ

問7-4.で「11.上記以外の助言・指導」を選択された場合にご回答ください。

問7-4-1. 実施されている工夫・取組の内容について以下の枠内にご回答ください。(記述回答)

アンケート調査は以上となります。お手数をおかけしますが、本ファイルをメールにてご送付願います。

ご多用の折、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。